

平成30年 No.34

○東京学芸大学再入学に関する要項の一部を改正する要項

改正理由

再入学選考委員会における会議の開催要件及び議決要件並びに要項の改廃手続きを規定するため，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成30年10月10日 教務委員会 審議・承認

平成30年10月24日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学再入学に関する要項の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成30年10月25日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

東京学芸大学再入学に関する要項の一部を改正する要項

東京学芸大学再入学に関する要項（平成29年3月23日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学再入学に関する要項の一部改正について

改正理由：再入学選考委員会における会議の開催要件及び議決要件並びに要項の改廃手続きを規定するため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （再入学選考委員会） 第7条 前条の判定資料に基づき選考を行うため、再入学選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設け、再入学の可否について審議する。 2 選考委員会は学士課程を所掌する副学長（以下「副学長」という。）、教務委員会委員、教室から選出された教員2名によって構成する。 3 選考委員会に委員長を置き、副学長をもって充てる。 4 委員長は、選考委員会を招集し議長となる。 <u>5 選考委員会は、構成員の3分の2以上、かつ教室から選出された教員2名の出席がなければ会議を開くことができない。</u> <u>6 議決を要する事項については、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。</u> <u>7 委員長は、選考委員会における選考結果を学長に報告する。</u> 〔省略〕 （再入学の時期及び再入学後の履修基準等） 第9条 〔省略〕 2～4 〔省略〕 <u>（要項の改廃）</u> <u>第10条 この要項の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要項は、平成30年10月25日から施行する。</u>	〔省略〕 （再入学選考委員会） 第7条 前条の判定資料に基づき選考を行うため、再入学選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設け、再入学の可否について審議する。 2 選考委員会は学士課程を所掌する副学長（以下「副学長」という。）、教務委員会委員、教室から選出された教員2名によって構成する。 3 選考委員会に委員長を置き、副学長をもって充てる。 4 委員長は、選考委員会を招集し議長となる。 <u>5 委員長は、選考委員会における選考結果を学長に報告する。</u> 〔省略〕 （再入学の時期及び再入学後の履修基準等） 第9条 〔省略〕 2～4 〔省略〕 〔省略〕